



年金だより

国民年金保険学生納付 特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金保険学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成25年度に保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

年金の受け取りなどの仕組みが一部変わります

- 子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます
- 未支給年金を受け取る遺族の範囲が拡大されます
- 繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます
- さかのぼって障害者特例による支給を受けられます
- 障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます
- 国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます
- 年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

※制度改正に関する詳しい内容については秋田年金事務所（電話：018-865-2379）へお問い合わせください。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



国民年金マスコットハッピーちゃん

◆問い合わせ先	秋田年金事務所	TEL 018-865-2399
	健康推進課国保年金係	TEL 0185-85-2137
	琴丘総合支所地域生活係	TEL 0185-87-3516
	山本総合支所地域生活係	TEL 0185-83-2115